

## 保険給付について

カルビー健保組合では、病気やけがをしたときにみなさんに保険給付を行っています。  
医療機関にかかったとき、窓口で保険証を提示すると、あらかじめ健康保険組合から給付される分の医療費が差し引かれ、患者負担分の医療費だけを支払うことになります。  
保険給付の種類によっては、ご本人の申請手続きが必要なものもありますので、忘れずに手続をするようにしてください。



●保険給付一覧  は申請が必要

**!** 保険給付を受けられる権利は2年間で時効となりますので、**申請が必要な場合はご注意ください**

給付種別	こんなとき	給付概要	手続き	対象者
療養の給付	保険証を提示して治療を受けたとき	<窓口負担割合> 小学校就学前：2割負担 小学校就学後から69歳まで：3割負担 70歳から74歳まで：2割、または3割*負担 (誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割負担) *高齢受給者証に記載	不要	本人・家族
療養費	立替払いをしたとき (治療用器具等)	自己負担限度額を超えた額 (H.26年12月まで※1参照) <自己負担限度額> 一般：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 上位*：150,000円+(医療費-500,000円)×1% *上位とは報酬月額53万円以上	要	本人・家族
高額療養費 合算高額療養費 多数該当高額療養費 限度額適用認定証が便利 (※2参照)	高額な医療費を支払ったとき	合算) 同一月内に、同一世帯で、医療費の負担額が21,000円以上のものが複数あり、合算した金額が自己負担限度額を超えた額 多数) 過去12カ月のうち3カ月以上高額療養費に該当した場合、自己負担限度額が減額	不要 (受診月の3カ月後に振込み)	本人・家族
訪問看護療養費	在宅看護が必要なとき	基準額の7割 負担割合は「療養の給付」と同一	不要	本人・家族
高額介護合算療養費	高額な医療費と介護費を支払ったとき	自己負担限度額(1年間)を超えた額	要	本人・家族
入院時食事療養費	入院の際の食事	1食あたり260円を超えた額	不要	本人・家族
移送費	歩行が困難で転院が必要なとき	基準額の範囲内の実績	要	本人・家族
傷病手当金	治療のために会社を休んだとき	1日につき標準報酬日額の3分の2	要	本人のみ
出産				
出産手当金	出産したとき	1日につき標準報酬日額の3分の2	要	本人のみ
出産育児一時金	出産したとき	1児につき42万円 産科医療補償制度未加入出産の場合39万円	要	本人・家族
死亡				
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円	要	本人・家族

※1 高額療養費の自己負担限度額……平成27年1月より、70歳未満の人の自己負担限度額が現行の3区分から5区分に細分化される予定です。

※2 限度額適用認定証について……医療費の支払いが高額になる見込みの場合には、「限度額適用認定証申請書」を事前にカルビー健保組合まで申請してください。カルビー健保組合が発行する認定証を医療機関窓口へ提示することで、高額療養費が支給されたものとして、窓口での負担金額が軽減されます。

**健康保険が使えないときの主な例**  
・業務中や通勤途中のケガや病気(労災保険を適用) ・単なる疲労や倦怠感 ・美容を目的とする整形手術  
・予防注射 ・正常な妊娠、出産 ・経済的理由による人工妊娠中絶手術

※例外的に健康保険が使える場合もあります。

お問い合わせ先

**カルビー健康保険組合** 〒321-3231 栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

TEL 028-670-8119 FAX 028-670-8129 受付時間 平日 8:30 ~ 17:00

・2014年度版・

# カルビー健康保険組合 けんぽガイド

カルビー健康保険組合は、おかげさまで平成26年4月1日に設立1周年を迎えました。  
これもひとえに、みなさまのご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

## 健康保険とは?

健康保険は、病気やけが、出産や死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。

## 誰でも入れるの?

### ●被保険者(本人)

カルビーグループで働くみなさんを被保険者(もしくは本人)といい、パートタイマーなどの一定の条件を満たさない場合を除き、カルビー健保組合に加入することになっています。

### ●被扶養者(家族)

被保険者に扶養されている家族が加入する場合、一定の条件を満たしていることが必要で、カルビー健保組合の審査や認定を受ける手続きが必要です。

### 被扶養者認定の条件

【主にこれらの条件を満たしている方について、健保組合が総合的に判断します】

#### ❖ 三親等以内の親族で、同居・別居により異なります

同居でも別居でもよい人：①配偶者 ②子、孫 ③弟妹 ④父母などの直系尊属  
同居が条件の人：①上記以外の三親等内の親族(配偶者の父母や子など)

#### ❖ 収入の限度があります

同居の場合：対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること  
別居の場合：対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと

保険証は大切に!

## 医療のパスポート、保険証

カルビー健保組合に加入している証明書として保険証が交付されます。  
保険証を提示することで、医師(保険指定医)にかかるとき、医療費の負担が軽くなります。保険証は大切にしましょう。

### ! 退職(資格喪失)したとき

退職等によりカルビー健保組合の資格がなくなったときは、カルビー健保組合の保険証は使用できません!  
保険証は、速やかに会社(社会保険担当)までご返却ください。

※被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も合わせてご返却ください。また、高齢受給者証、限度額適用認定証等をお持ちの場合は、保険証と一緒にご返却ください。

※退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、カルビー健保組合が負担した医療費を返還していただきます。

※手続については、所属会社の社会保険担当またはカルビー健保組合までお問い合わせください。

## 健康保険料率について

カルビー健保組合の収入は、みなさんと事業主(会社)が折半負担する保険料が大部分を占めます。保険料は月々、みなさんの給与から天引きされています。

### ●保険料負担割合

	一般保険料	介護保険料
被保険者負担率	49.75/1000	7.6/1000
事業主負担率	49.75/1000	7.6/1000
合計	99.5/1000	15.2/1000



## 医療費節減にご協力を!

みなさんから月々納めていただく保険料を大切に使うためにも、医療費の節約にご協力ください。

### ◆ジェネリック医薬品を上手に活用

高血圧など、慢性疾患で薬を長期に服用している場合、ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費を節約(薬によって2~7割減)しながら治療を継続することができます。

### ジェネリック医薬品とは?

- ・価格が安い
- ・効きめは同じ
- ・安全性も確保



### ◆柔道整復師(整骨院・接骨院)へのかかり方

健康保険が使えるのは、急性の外傷のみで、慢性の肩こりや筋肉疲労での施術は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

#### 健康保険が使える

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・不全骨折(ひび)・脱臼の応急手当(急性以外は、あらかじめ医師の同意を得る必要があります)

#### 健康保険が使えない

- × 慢性的な疲れ・肩こり
- × スポーツなどによる筋肉疲労
- × 病院や診療所など医療機関で治療している負傷と同じ負傷
- × マッサージ代わりの施術

## 健診事業について

健康診断は年度(4/1~翌年3/31)につき、個人負担なし(オプション項目は除く)で1回受診できます。被保険者(本人)の健康診断の実施時期等については、勤務先により異なりますので、会社からの案内に従ってください。被扶養者(家族)については、業務委託先のウエルネスコミュニケーション(株)より郵送でご案内します。

カルビー健康保険組合は、みなさんの健康管理、健康づくりをサポートする目的で設立し、2年度目を迎えました。

本年度はできるだけ多くの方々に利用いただけるよう健診事業の内容を拡大しています。

①配偶者の人間ドック、家族生活習慣病予防健診、がん検診を新規追加 ②人間ドック受診対象年齢を35歳まで引き下げ健診をぜひご利用ください。

## 早期発見のチャンスを逃さない!

乳がん、子宮頸がん、前立腺がんは、初期には自覚症状がないため、検診を受けずにいると、進行するまでがんの発見が難しくなります。定期的ながん検診を受けて、早期発見のチャンスを逃さないことが大切です。

早期発見ができれば、早期治療で治療日数も費用も抑えられ、からだへの負担も軽く済みます。

乳がん	女性がかかるがんの第1位
子宮頸がん	20~30代の女性に増加
前立腺がん	60代以上の男性に多い

人間ドックを始め、健診内容が充実しました。



## 健診補助基準

### ●被保険者(本人)

健康診断	年齢	主な検査内容	申し込み方法
定期健康診断(生活習慣病予防健診)	全年齢	医師診察、身体計測、視力検査、聴力検査、腹囲、血圧測定、胸部X線、心電図検査、胃部X線、便潜血、尿検査、血液検査 ※法定健診項目は、下線部分と血液検査(9項目)、尿検査(2項目)です。 ※検査項目は、実施医療機関等により異なる場合があります。	所属の会社からの案内に従ってください。
日帰り人間ドック(総合健診)	35歳以上希望者 ※S55.4.1以前の誕生日の方	医師診察、身体計測、視力検査、聴力検査、腹囲、血圧測定、胸部X線、心電図検査、胃部X線、便潜血、尿検査(4項目)、血液検査(26項目)、肺機能検査、眼底検査、眼圧検査、腹部エコー ※法定健診項目は、下線部分と血液検査(9項目)、尿検査(2項目)です。 ※検査項目は、実施医療機関により異なる場合があります。	定期健康診断の代わりに人間ドックを受診される方は、所属の会社からの案内に従い、事前に申し出を行ってください。委託業者より案内状を郵送しますので、案内に従い、予約・受診をしてください。
乳がん検診	全年齢	マンモグラフィもしくはエコーどちらか一方	希望者は、各会社からの案内に従ってください。人間ドック受診を希望される方は、予約する際に申し出てください。
子宮頸がん検診		子宮頸部細胞診	
前立腺がん検診		腫瘍マーカー(血液検査)	

### ●被扶養配偶者

健康診断	年齢	主な検査内容	申し込み方法
家族生活習慣病予防健診	全年齢	医師診察、身体計測、視力検査、聴力検査、腹囲、血圧測定、胸部X線、心電図検査、便検査、尿検査(3項目)、血液検査(20項目) ※検査項目は実施医療機関により異なる場合があります。	対象の方には、委託業者より、案内状を郵送しますので、案内に従い、予約・受診をしてください。
日帰り人間ドック(総合健診)	35歳以上希望者 ※S55.4.1以前の誕生日の方	医師診察、身体計測、視力検査、聴力検査、腹囲、血圧測定、胸部X線、心電図検査、胃部X線、便検査、尿検査(4項目)、血液検査(26項目)、肺機能検査、眼底検査、眼圧検査、腹部エコー ※検査項目は実施医療機関により異なる場合があります。	希望者は、委託業者からの案内に従ってください。
乳がん検診	全年齢	マンモグラフィもしくはエコーどちらか一方	希望者は、委託業者からの案内に従ってください。
子宮頸がん検診		子宮頸部細胞診	
前立腺がん検診		腫瘍マーカー(血液検査)	

### ●40~74歳の被扶養者(家族)

健康診断	年齢	主な検査内容	申し込み方法
家族生活習慣病予防健診	40~74歳 ※S50.4.1以前の誕生日の方	医師診察、身体計測、視力検査、聴力検査、腹囲、血圧測定、胸部X線、心電図検査、便検査、尿検査(3項目)、血液検査(20項目) ※検査項目は実施医療機関により異なる場合があります。	対象の方には、委託業者より、案内状を郵送しますので、案内に従い、予約・受診をしてください。

### ⚠️注意事項

- 受診当日にカルビー健保組合の資格を有しない方は、受診できません。
- 定期健康診断(生活習慣病予防健診)と人間ドック、または法定健診と人間ドックでの重複受診はできません。
- 深夜業を除く特殊健康診断(有機溶剤や特化物など)は、問診や検査項目の違いから、人間ドックでの代用ができませんので、人間ドックの受診を希望される場合は、特殊健康診断(年2回)とは別に人間ドックを受診願います。
- 健康診断の結果は、がん検診も含め、全て健康保険組合に報告されます。また、事業所毎に実施する定期健康診断は、全検査結果が会社に報告されますので、支障のある場合は受診時に法定健診項目だけのコースを選択願います。なお、健康保険組合では被保険者の方(被扶養者および任意継続被保険者は対象外)の人間ドック等の健診結果の内、法定健診結果は会社に報告します。
- 人間ドックおよび家族生活習慣病予防健診は、ウエルネスコミュニケーション(株)からの案内に同封される指定医療機関一覧の中から選択し予約・受診をしてください。